

(別紙 4)

滋賀県指定鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区
特別保護地区

指定計画書

令和 2 年 月 日

滋賀県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

高島市鹿ヶ瀬字杉谷と黒谷字小峠平の境界線と鴨川との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み鹿ヶ瀬字杉谷と字八池山の境界線との交点①に至り、同所から同境界線を南進し高島市と大津市の境界線との交点②に至り、同所から同境界線を北西に進み黒谷字ワサビ塚と字ウドノ景の境界線との交点③に至り、同所から同境界線を東進し黒谷字ウドノ景と字魚留の境界線との交点④に至り、同所から同境界線を北東に進み鴨川との交点⑤に至り、同所から同川を北進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該地域は高島市の南端部に位置し、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく琵琶湖国定公園の第1種特別地域および第3種特別地域が設定されるなど自然豊かな区域である。このため、当該区域は主として森林性鳥類の重要な生息地となっており、鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図る。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 107 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 106 ha

農耕地 0 ha

水 面 1 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

保安林 0 ha

制限林 0 ha 砂防指定地 0 ha

林野庁所管 0 ha

普通林 0 ha その他 0 ha

国有林 文部科学省所管 0 ha

(以下所管省庁別に記載)

国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)

都道府県有地 0 ha

地方公共団体有地 0 ha

市町村有地等 0 ha

私有地等 106 ha

公有水面 1 ha

ウ 他の法令 (条例を含む) による規制区域

自然環境保全法による地域 0 ha 自然環境保全地域特別地区 0 ha

自然環境保全地域普通地区 0 ha

自然公園法による地域 107 ha 特別保護地区 0 ha

(〇〇国立公園) 特別地域 107 ha

(〇〇国定公園) 普通地域 0 ha

文化財保護法による地域 0 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は、高島市南端部の鹿ヶ瀬・黒谷地区に位置し、大津市北端部の北小松地区との境界線に位置する。この地域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく琵琶湖国定公園の第1種特別地域および第3種特別地域が設定されるなど自然豊かな区域である。区域内には八淵滝があり森林性鳥獣類の重要な生息地となっている。

イ 地形、地質等

地質は花崗岩質が大部分を占め、一部砂岩質や粘板岩質がある。地形は急峻で大部分が林野である。

ウ 植物相の概要

上層はミズナラ、アズキナシ、コナラ等を主とした広葉樹にアカマツ、スギなどが点在し、下層はツツジ類、ウツギ類、アセビ、ソヨゴ等が見られる。

エ 動物相の概要

大型獣のニホンジカ、イノシシを始め、小型獣（タヌキ、キツネ等）、鳥類など森林性鳥獣の重要な生息地となっている。

(2) 生息する鳥獣類（※よく見られる種は枠囲い、天然記念物・希少鳥獣はアンダーライン）

ア 鳥類 キセキレイ、ヤマドリ、サシバ、アオゲラ、コゲラ、ヒヨドリ、ミソサザイ、ウグイス、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、エナガ、メジロ、ホオジロ、ムクドリ、ツツドリ、ホトトギス、ヤブサメ、オオルリ

イ 獣類 ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、ニホンザル

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数

平成29年度 10 件 平成30年度 4 件 令和元年度 4 件

イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

鳥 獣 名	被害作物名・樹木名
ニホンジカ	スギ、ヒノキ
ツキノワグマ	スギ、ヒノキ

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|------------|-----|
| ①鳥獣保護区用制札 | 5 本 |
| ②特別保護地区用制札 | 3 本 |

(別紙6)

鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区の再指定に係る理由書

当該地は、鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区の南西部に位置し、琵琶湖国定公園第1種特別地域を含み自然環境に優れた地域で人と自然が触れ合うことができる地域で、ハイキングコースにも適した地域である。

このような状況から、野性鳥類の保護繁殖の拠点とするため、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、特別保護地区に再指定するものである。

鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区区域図

高島市鹿ヶ瀬字杉谷と黒谷字小峠平の境界線と鴨川との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み鹿ヶ瀬字杉谷と字八池山の境界線との交点①に至り、同所から同境界線を南進し高島市と大津市の境界線との交点②に至り、同所から同境界線を北西に進み黒谷字ワサビ塚と字ウドノ景の境界線との交点③に至り、同所から同境界線を東進し黒谷字ウドノ景と字魚留の境界線との交点④に至り、同所から同境界線を北東に進み鴨川との交点⑤に至り、同所から同川を北進し起点に至る線により囲まれた区域

